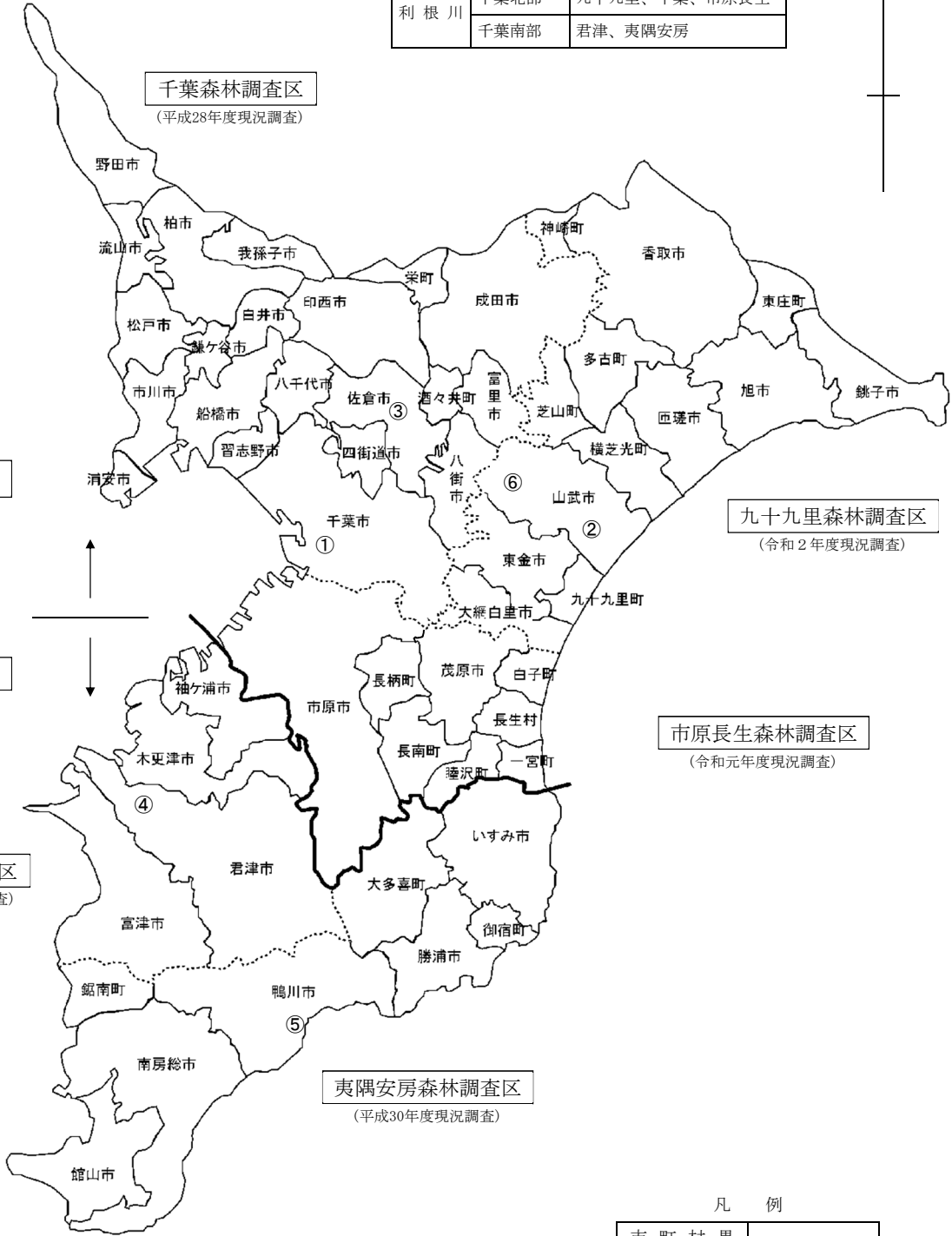


I 森林・林業の動向

千葉県 の 森林 計画 区

広域流域	森林計画区	森林調査区
利根川	千葉北部	九十九里、千葉、市原長生
	千葉南部	君津、夷隅安房



千葉北部森林計画区

平成29年度樹立
計画期間
(H30. 4. 1 ~ H40. 3. 31)
R10. 3. 31

千葉南部森林計画区

令和元年度樹立
計画期間
(R2. 4. 1 ~ R12. 3. 31)

君津森林調査区

(平成29年度現況調査)

夷隅安房森林調査区

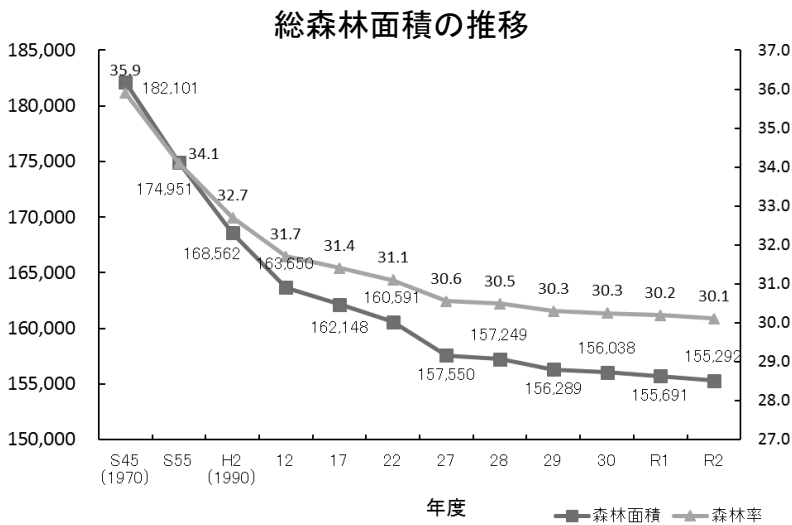
(平成30年度現況調査)

凡 例

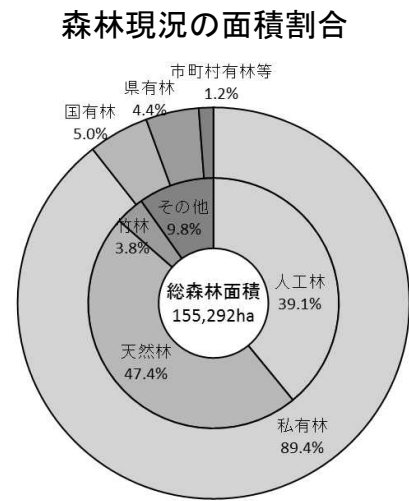
市 町 村 界	—————
森林計画区界	—————
森林調査区界	-----

所属名称	住 所	電 話
①農林水産部森林課	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1	043-223-2951
②北部林業事務所	〒289-1321 山武市富田1177-7	0475-82-3121
③ " 印旛支所	〒285-0026 佐倉市楠木仲田町8-1	043-483-1130
④中部林業事務所	〒299-1152 君津市久保5-1-3	0439-55-4970
⑤南部林業事務所	〒296-0044 鴨川市広場820	04-7092-1318
⑥森林研究所	〒289-1223 山武市埴谷1887-1	0475-88-0505

1. 森林資源



図表 1



図表 2

—多面的機能の発揮が期待される森林—

本県の森林は、水源のかん養等の多面的機能の発揮を通じて県民生活に大きな役割を果たしている。面積は155,292ha で、蓄積は29,238千 m^3 である。

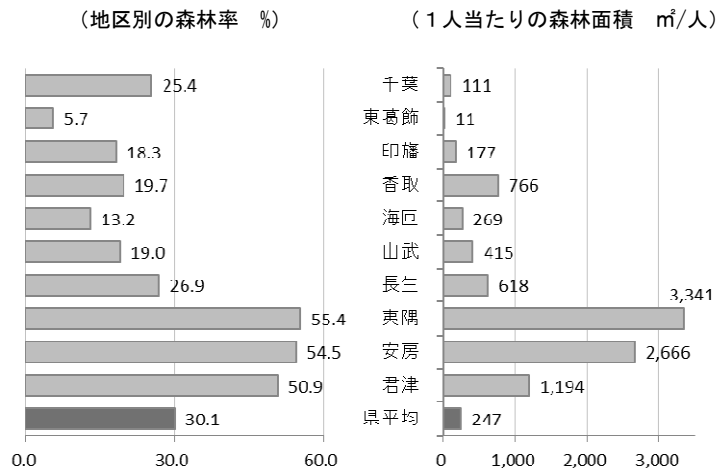
森林面積は、年々減少しており、過去5年間では2,258ha(1.4%) 減少した(図表1)。所有形態別の面積は、私有林が最も多く138,863ha (89.4%)、県有林6,795ha(4.4%)、市町村有林・財産区有林1,880ha(1.2%)、国有林7,754ha(5.0%)である(図表2)。この構成割合はほとんど変化がない。森林面積は減少しているものの、蓄積はまだ成長期にある林分も多いため、この5年間で743千 m^3 (2.6%) 増加している。

森林率は30.1%で、全国平均の半分以下である。

地区別の森林率は、北総地区が低く、特に人口が集中している東葛飾地区は5.7%と極端に低い。一方、夷隅、安房、君津地区は県平均を大きく上回り、いずれも50%を超えている(図表3)。

人口(令和3年6月1日現在) 1人当たりの森林面積は247 m^2 で、地区別には、夷隅地区が最も多く3,341 m^2 、次いで安房地区の2,666 m^2 となっており、最も少ないのは東葛飾地区の11 m^2 である(図表4)。

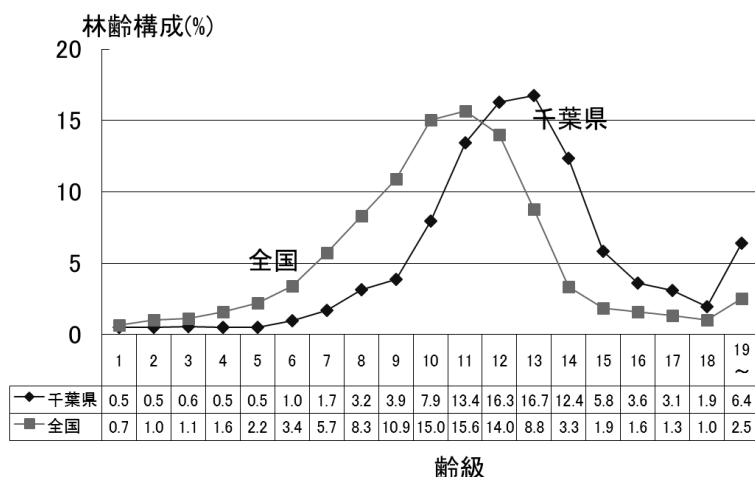
地区別の森林面積状況



図表 3

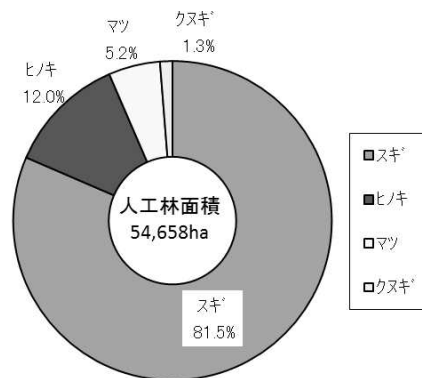
図表 4

人工林の齢級別配置
(地域森林計画対象民有林)



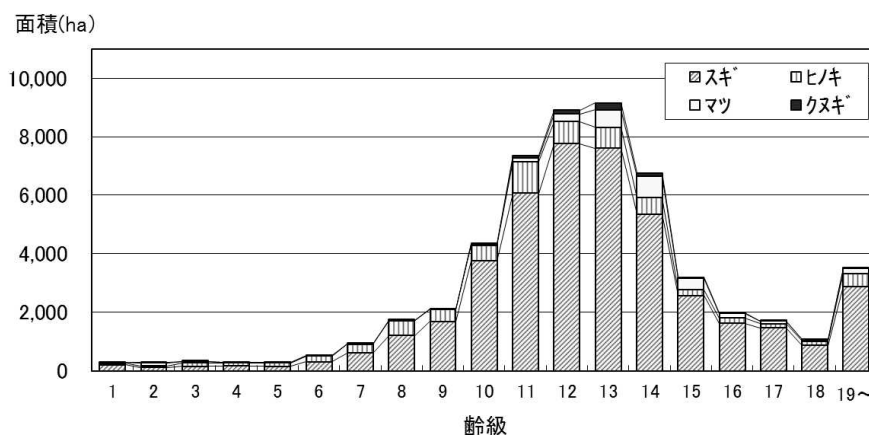
図表 5

人工林樹種別構成
(地域森林計画対象民有林)



図表 6

人工林の齢級・樹種別配置
(地域森林計画対象民有林)



図表 7

森林資源を適正に維持・管理することを目的に樹立される地域森林計画の対象となる民有林は、面積144,529ha、蓄積27,409千 m^3 で、全森林に占める割合は、面積93%、蓄積94%である。林種別面積の内訳は、人工林54,658ha、天然林69,575ha、竹林・その他20,296haで、人工林率は全国平均(41%)よりやや低い38%である。

人工林の林齢構成をみると、20年生以下が2%、21~40年生以下が6%、41年生以上が92%で、20年生以下は、全国平均4%の半分程度であり、かなり成熟した森林であるといえる(図表5)。

人工林のうち45年生以下のものは12%を占めるが、全国平均(35%)と比べるとかなり低い。樹種の構成は、スギの占める割合が最も高く82%で、以下ヒノキ、マツ、クヌギの順である(図表6)。森林の単位面積当たりの平均蓄積は190 m^3/ha で、全国平均209 m^3/ha の91%である。

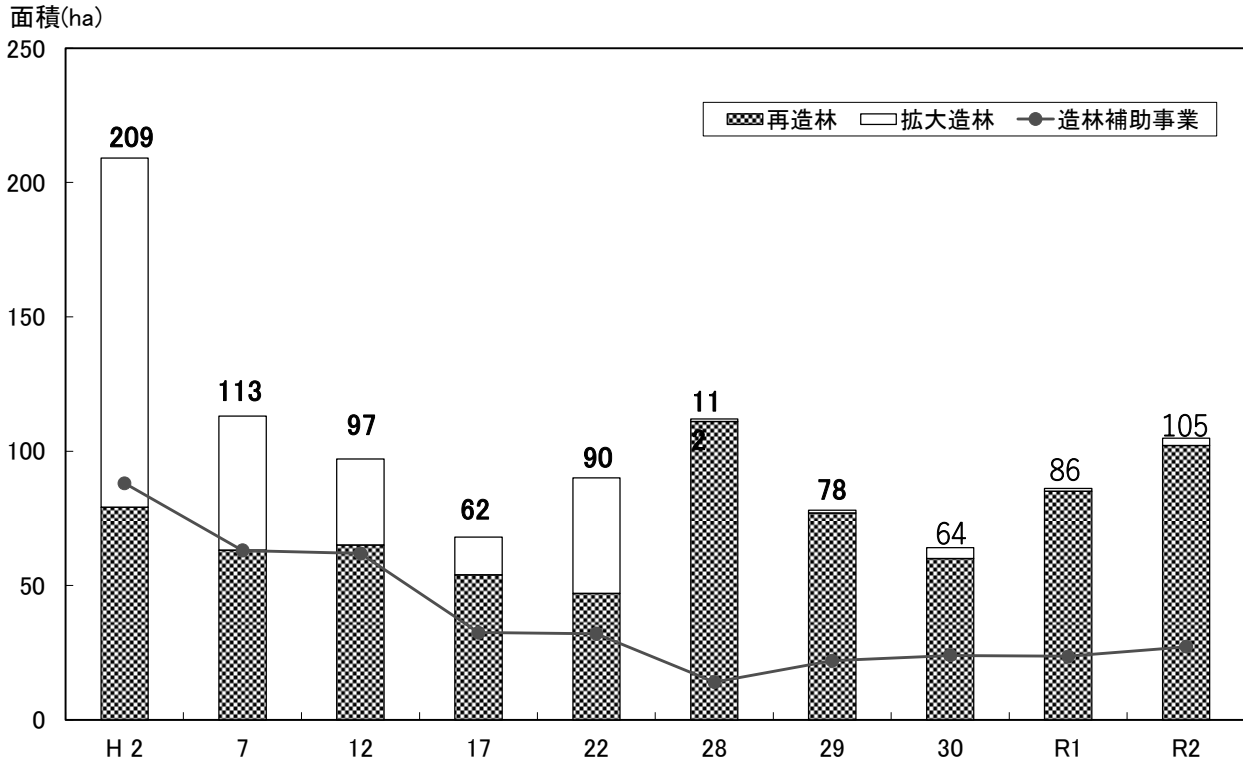
森林は、木材等の林産物の供給、水源のかん養、山地災害の防止、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮を通じて、県民生活と深く結びついてきたが、近年、これらに加えて、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等への寄与等森林の持つ多面的機能への県民の期待が高まっており、この要請に応えるため、森林の保全と適正な管理が必要である。

(注：全国の数値は、「森林資源の現況(平成29年3月31日現在：林野庁計画課)」による。)

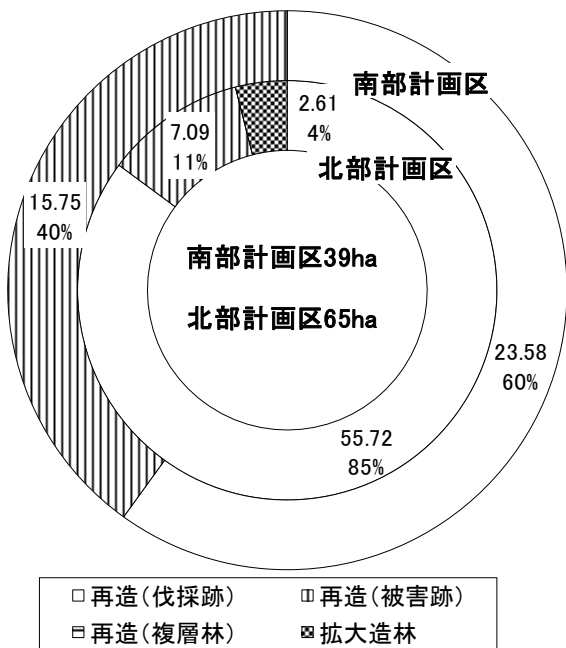
2. 森林の整備

(1) 人工造林

—造林面積は低調—



造林種別人工造林面積地域別人工造林面積 (ha)



本県の造林面積は平成17年度まで大幅に減少した後、28年度まで増加傾向であったが、29年度から30年度は再び減少したものの、令和元年度からは再び増加傾向となり、令和2年度は約105haとなった。

また、その内、補助造林面積は約16haであり、人工造林面積に占める補助造林面積の割合は約15%となっている。

造林種別の内訳は、被害林跡地等への再造林が前年度より12ha減少し約23haとなっており、拡大造林は前年度より2ha増加し約3haとなっている。

令和2年度実績を地域森林計画区別に見ると、北部計画区は前年度より1ha減の約65haとなっており、その内訳は、再造林が63haと96%を占めている。

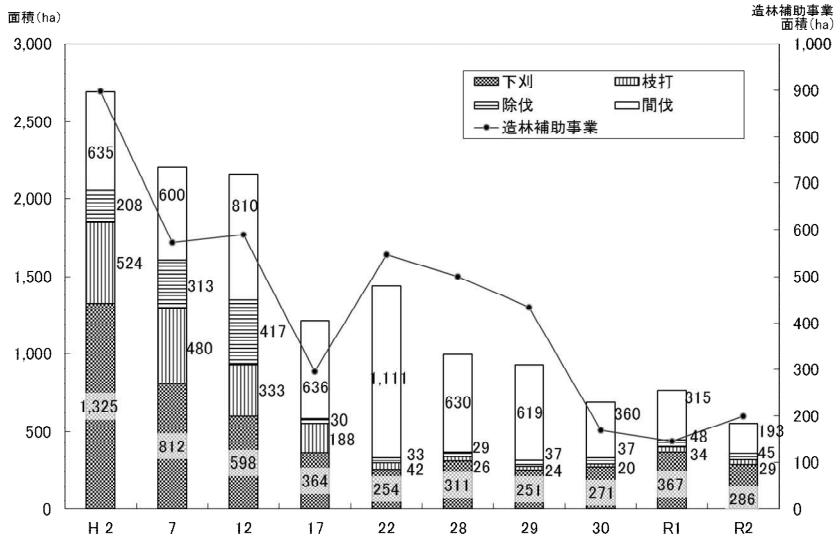
一方、南部計画区は前年度より19ha増の約39haとなっており、すべて再造林である。

造林樹種別の面積構成は、スギが8% (9ha)、ヒノキ13% (14ha)、マツ26% (27ha)、広葉樹53% (55ha)となっており、前年度に比べスギの割合が約7%、マツの割合が約12%減少したのに対し、ヒノキの割合が約1%、広葉樹の割合が約18%それぞれ増加している。

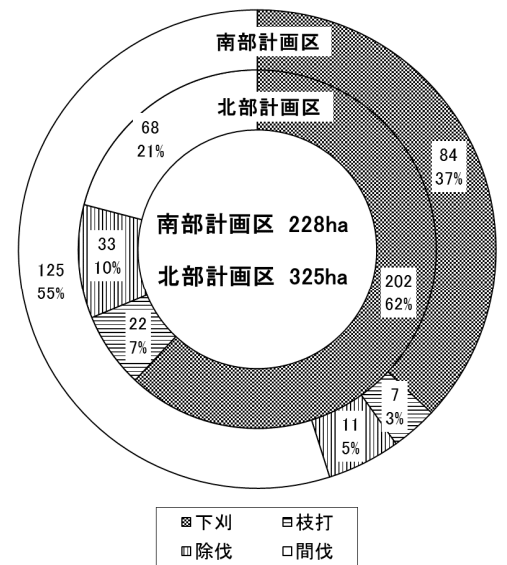
(2) 間伐・保育

—間伐・保育実施面積は減少傾向—

間伐・保育面積の推移

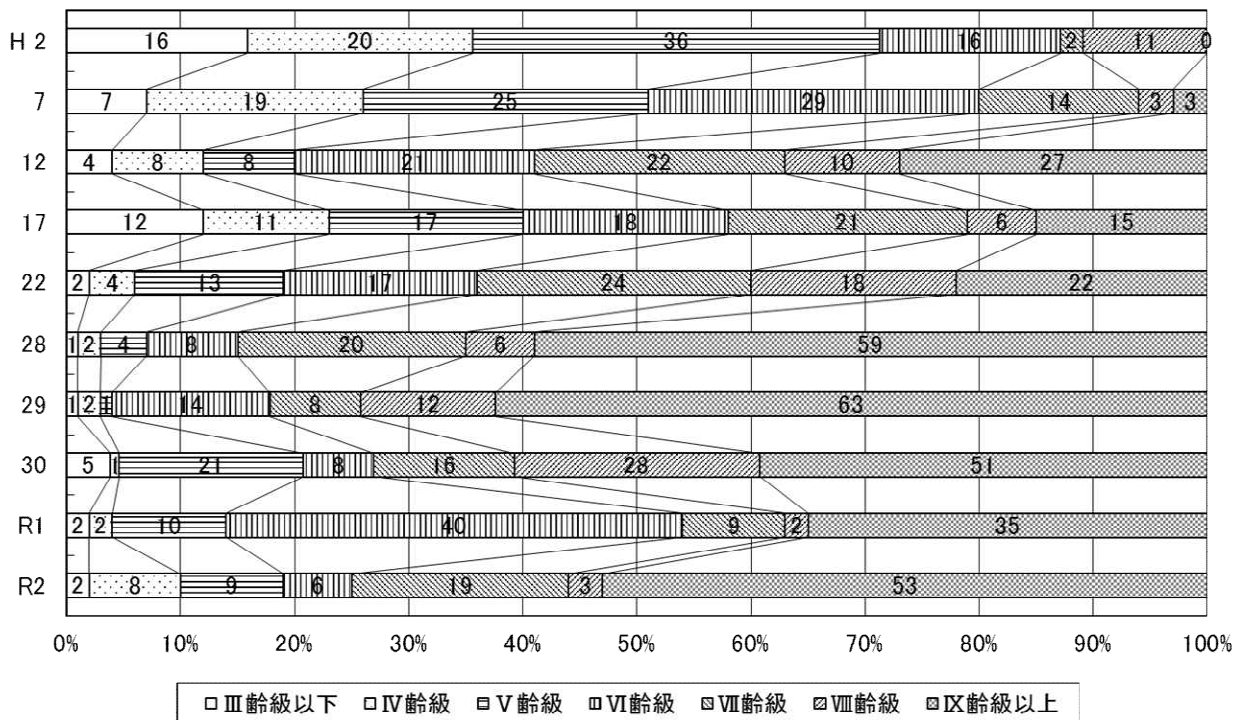


地域別間伐・保育面積 (ha)



単位: %

間伐の齢級構成の推移



本県の間伐及び保育の実施面積は、17年度まで大幅に減少した後、22年度に1,111haまで回復したが、再び25年度に減少した。しかしながら、27年度にかけて再び増加し、28年度は微減にとどまった。

令和2年度については、前年度から64ha減少し553haとなった。種類別には、除間伐が前年度から22ha増加し238ha、下刈は81h減少し286haとなっている。

地域別傾向としては、北部計画区では前年度から77ha減少し325haとなり、南部計画区は前年度から13ha増加し228haとなっている。種類別内訳については、北部計画区が間伐21%・下刈62%に対して、南部計画区では間伐55%・下刈37%となっている。

間伐実施面積の構成を齢級別にみると、令和2年度はIX 齢級以上の割合が約53%となり、VIII 齢級以上で見ると間伐全体の約56%を占めるなど高齢級化が進行している。

3. 林業経営と県営林

(1) 森林組合

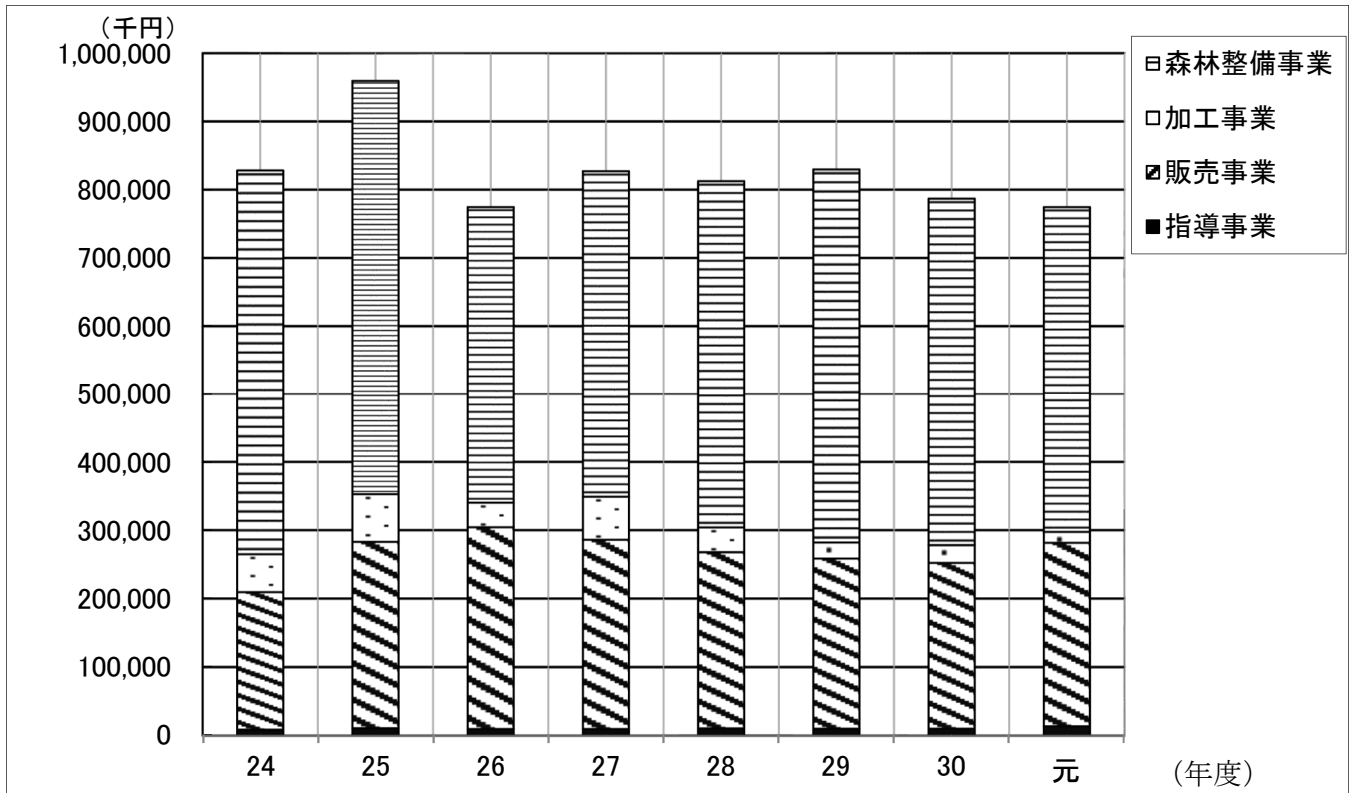
平成18年11月1日に、千葉市森林組合を除く14組合が合併し、千葉県森林組合が発足したため、県内の活動組合数は2組合となっている。

令和元年度末における組合員数は15,008人、組合員所有森林面積は29,393haで、私有林面積(R2年度：138,863ha)に占める割合は約21%である。また、払込済出資金額は、93,156千円である。

事業総収益の推移（2森林組合の合計）

(千円)

年度	事業別収益				事業総収益 (合計)
	指導事業	販売事業	加工事業	森林整備事業	
24	8,662	200,769	55,435	563,318	828,184
25	10,818	272,187	69,750	606,535	959,290
26	9,623	294,599	35,944	434,203	774,369
27	9,664	276,269	63,118	477,933	826,984
28	10,480	257,314	36,212	508,511	812,517
29	10,174	248,300	23,477	547,694	829,645
30	10,212	241,995	25,919	508,775	786,901
元	13,637	267,991	15,804	455,912	753,344



年度の事業総収益は、前年同期に比べ約1.6%減少した。

なお、総収益に占める各事業の収益割合は、平成23年度は森林整備事業が約90%を占めていたが、平成24年度以降は販売事業が30%前後、森林整備事業が60%前後で推移している。

事業総利益に占める事業管理費の推移（2森林組合の合計）

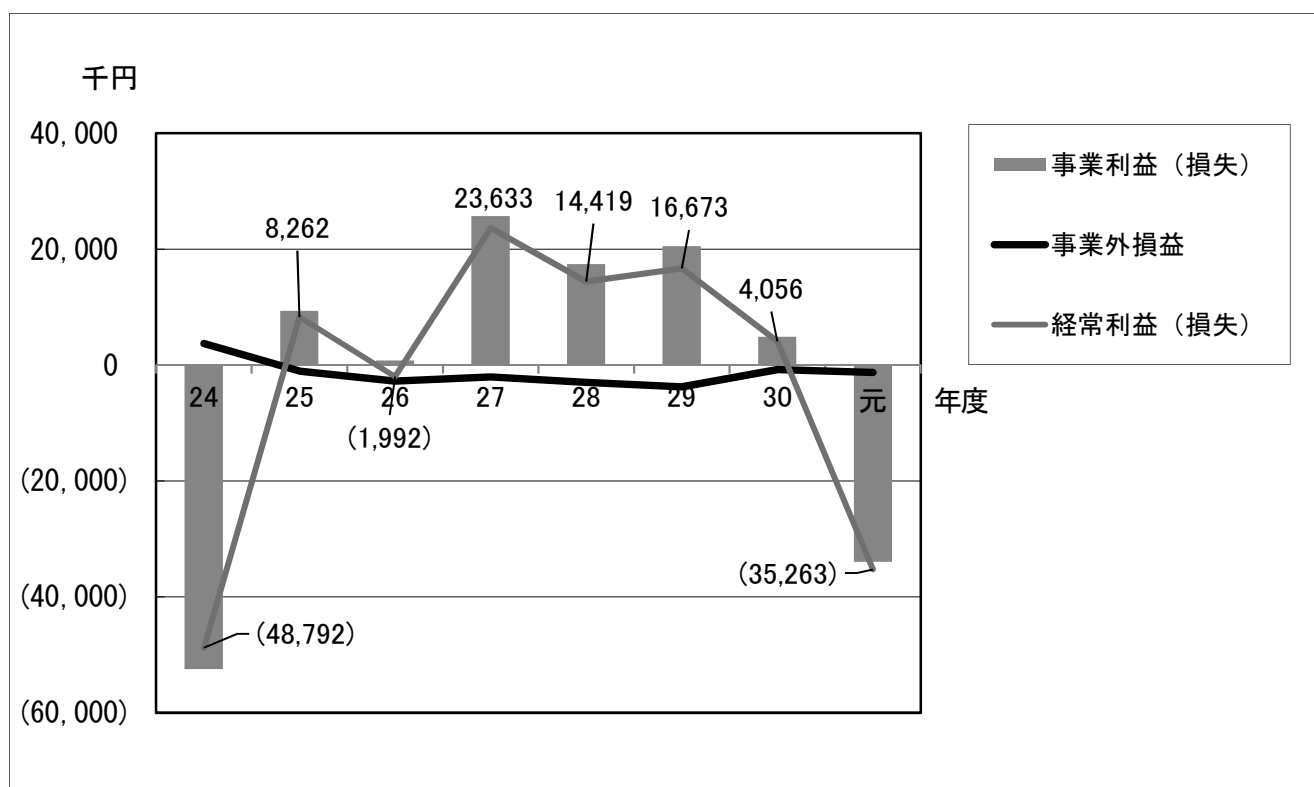
年度	事業総利益 (千円)	事業管理費 (千円)	事業利益(損失) (千円)	事業管理費/事業総利益
24	94,878	147,394	-52,516	155.35%
25	60,245	206,885	-146,640	343.41%
26	161,176	160,397	779	99.52%
27	194,602	168,920	25,682	86.80%
28	193,765	176,379	17,386	91.03%
29	198,079	177,624	20,455	89.67%
30	194,608	189,739	4,868	97.50%
元	166,714	189,890	-23,176	113.90%

注1 事業総利益＝事業総収益－事業総費用

注2 事業利益（損失）＝事業総利益－事業管理費

令和元年度の事業総利益に占める事業管理費の割合（管理コスト）は、前年同期比16.40%増となった。

経常利益（損失）の推移（2森林組合の合計）



注 経常利益（損失）＝事業利益（損失）＋事業外損益

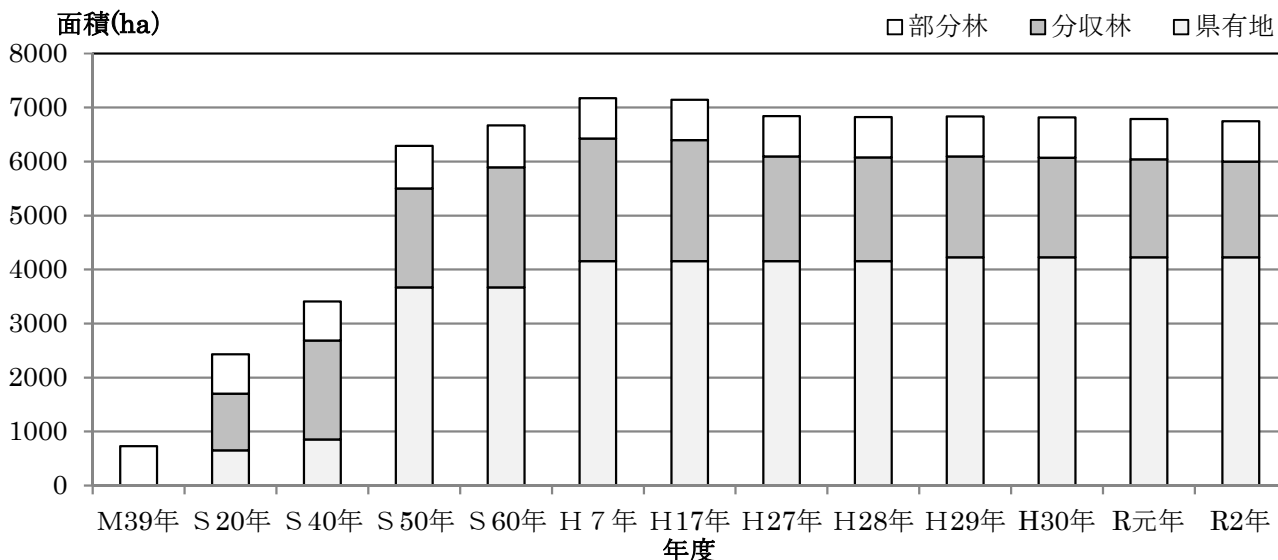
令和元年度事業の経常利益は、2組合とも損失を計上しており、△35,263千円となった。

(2) 県営林

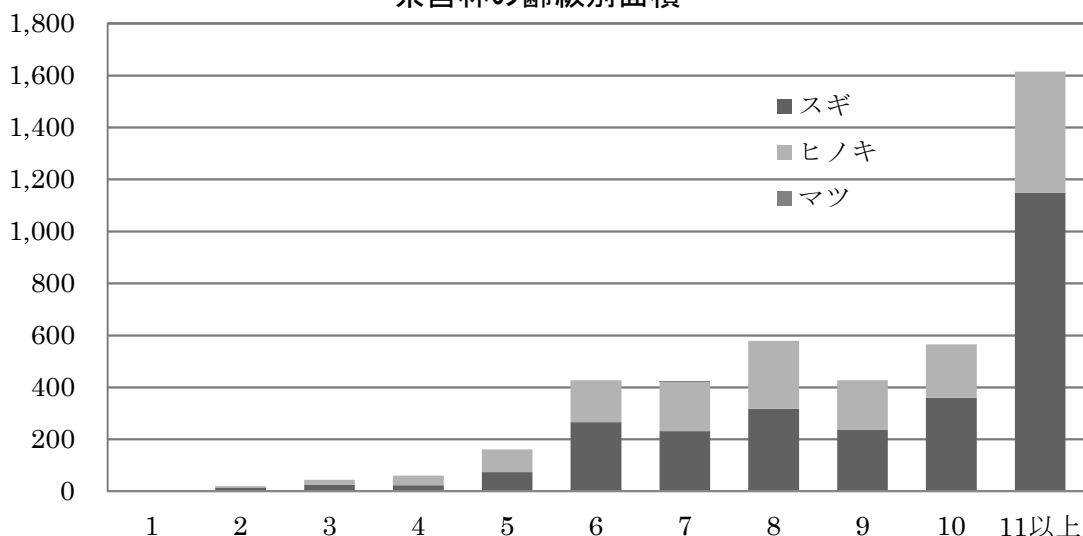
—県営林の整備をさらに推進—

県営林面積の推移

(令和2年3月31日現在)



県営林の齢級別面積



県営林は、森林経営を通して、木材の安定的な供給、県土の保全、水源かん養等の森林の有する公益的機能の維持増進、地域の振興、県基本財産の造成等を行っている。大半は、県中南部に位置し、令和2年度末の面積は、6,745ha（県有林 4,229ha・分収林 1,770ha・部分林 746ha）となっている。

地域別面積は、安房・夷隅地区（南部林業事務所管内）2,698ha、市原・君津地区（中部林業事務所管内）4,026ha、長生・香取地区（北部林業事務所管内）22haとなっている。30年度から公益保全林723haについても特別会計営林事業により整備を開始した。

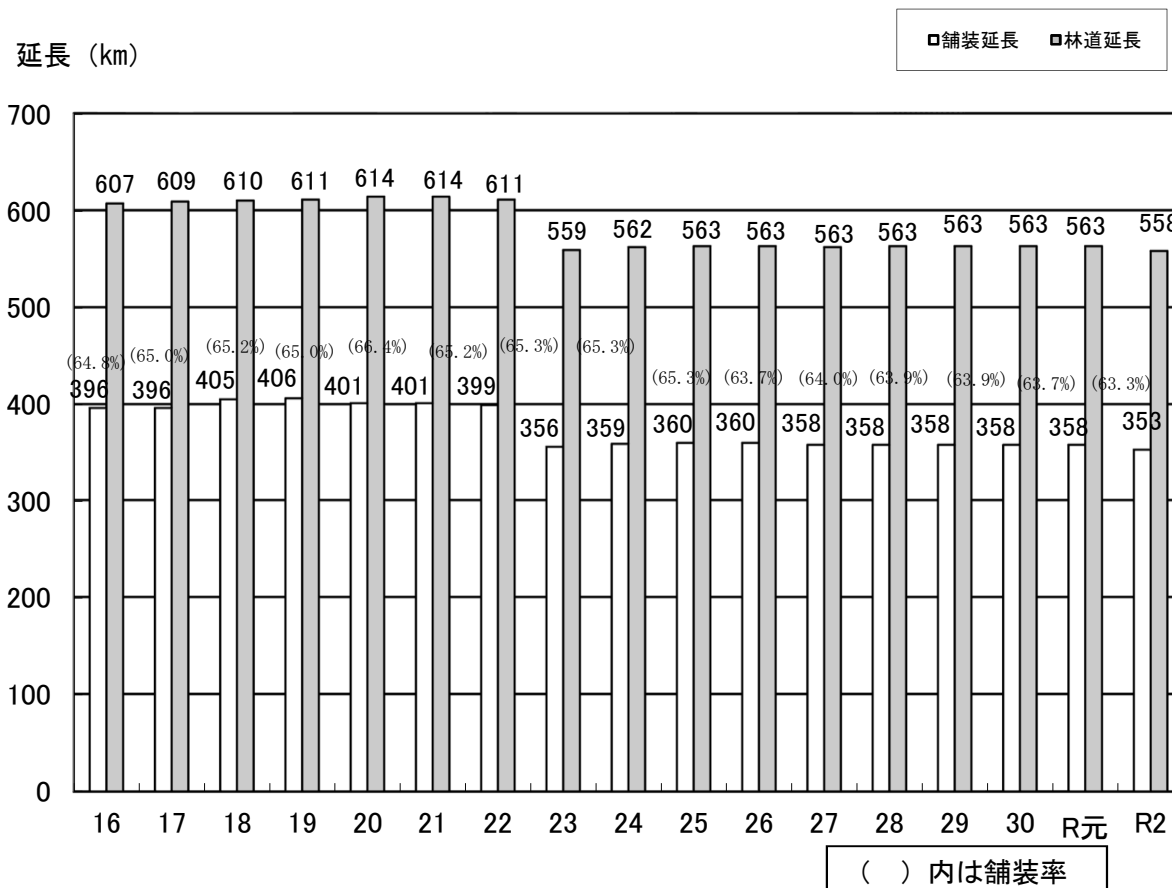
令和2年度事業で下刈、間伐等の保育事業43.90haを実施した。また、林産物については、素材722m³、立木217m³等を売払い5,010千円の収入を得た。

4. 基盤整備と林業機械

(1) 林道

—森林資源の活用基盤としての林道整備—

林道の延長及び舗装延長の推移（全幅員3.0m以上の自動車道）



林道は、多面的機能を有する森林の適切な整備及び保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営の確立を図る一方で、森林の総合利用の推進、農山村地域の生活環境の整備、地域産業の振興等にとって重要な役割を果たしている。

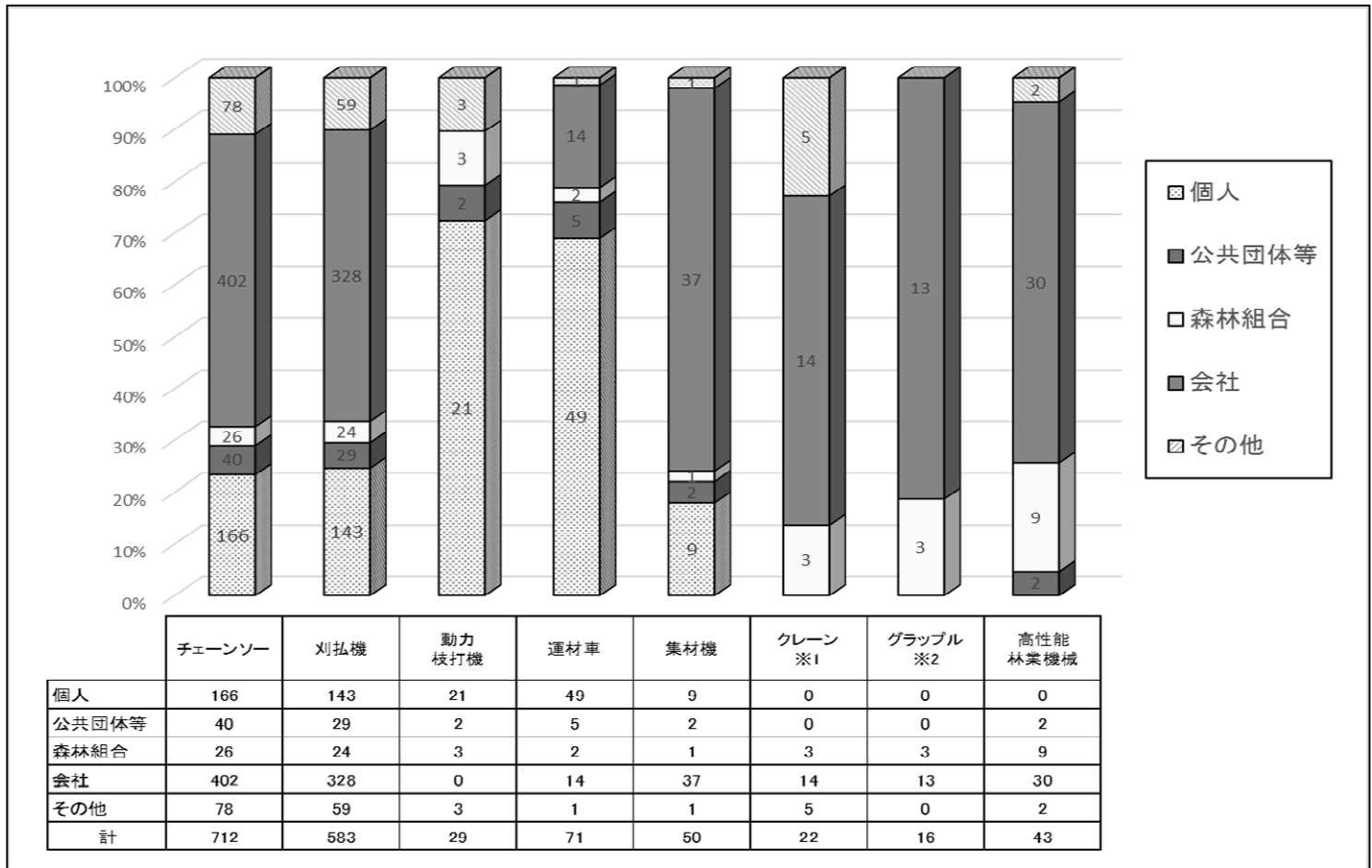
このため、地域森林計画に基づき、林道整備を積極的に推進しており、令和2年度は1路線、1箇所の新林道を開設した。

令和2年度末の林道（自動車）の総延長は558,082mであり、林道密度（森林面積1ha当たりの林道延長）は4.2m/haとなり、平成46年度の整備目標7.5m/haに対し約56%の進捗となっている。

※ 林道延長及び舗装延長は、令和2年3月31日現在の林道台帳の集計値による。

(2) 林業機械

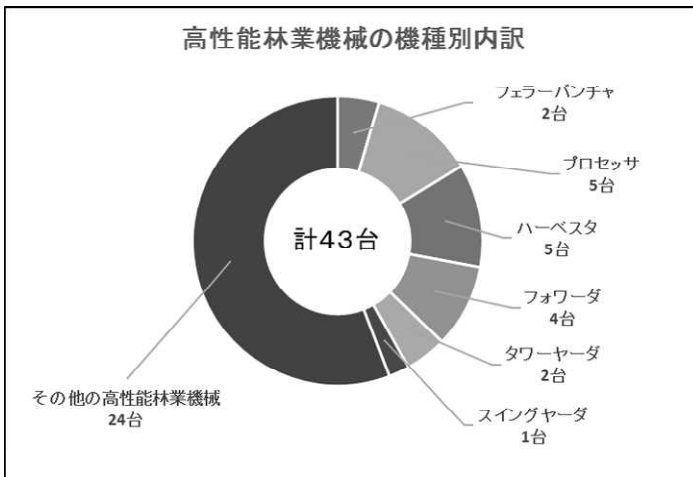
—労働生産性を高める林業機械—



主な林業機械の保有状況（令和2年3月31日現在）

※1 クレーンはトラック付を含む

※2 グラップルはトラック付を含む



林業機械は、生産性の向上、労働の軽減化を通じて林業経営の合理化・近代化に大きく寄与している。

林業機械の保有状況を見ると、チェーンソー712台で保有台数が最も多く、次が刈払い機の583台となっており、この2機種は林家等に一般的に普及している林業機械である。

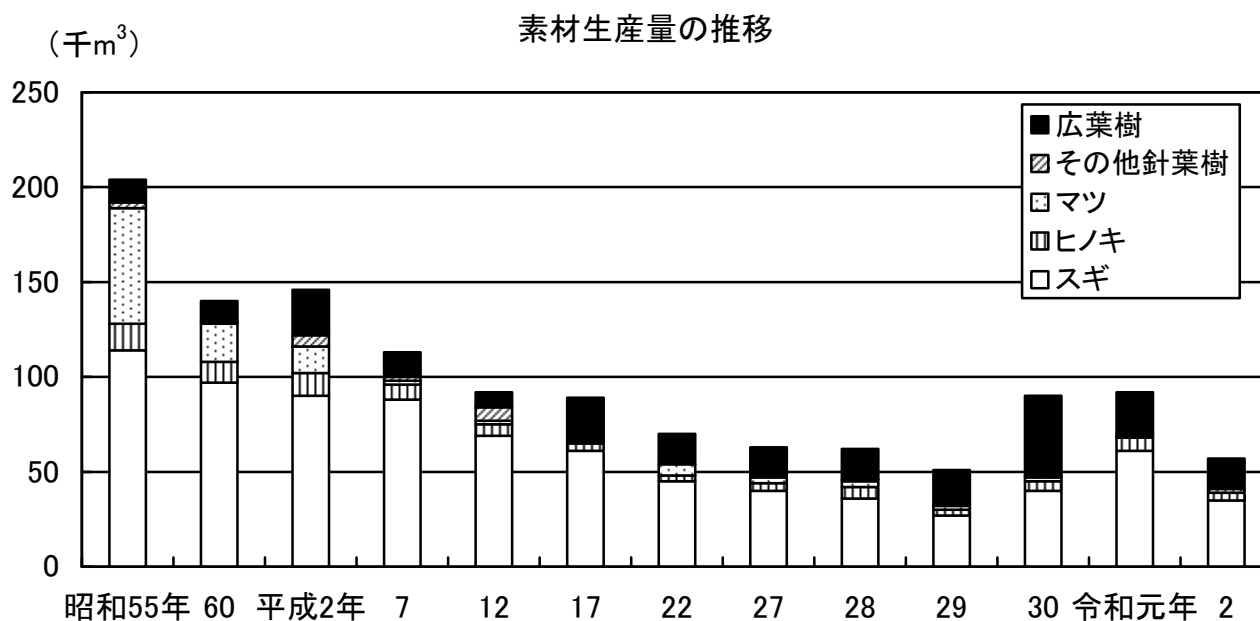
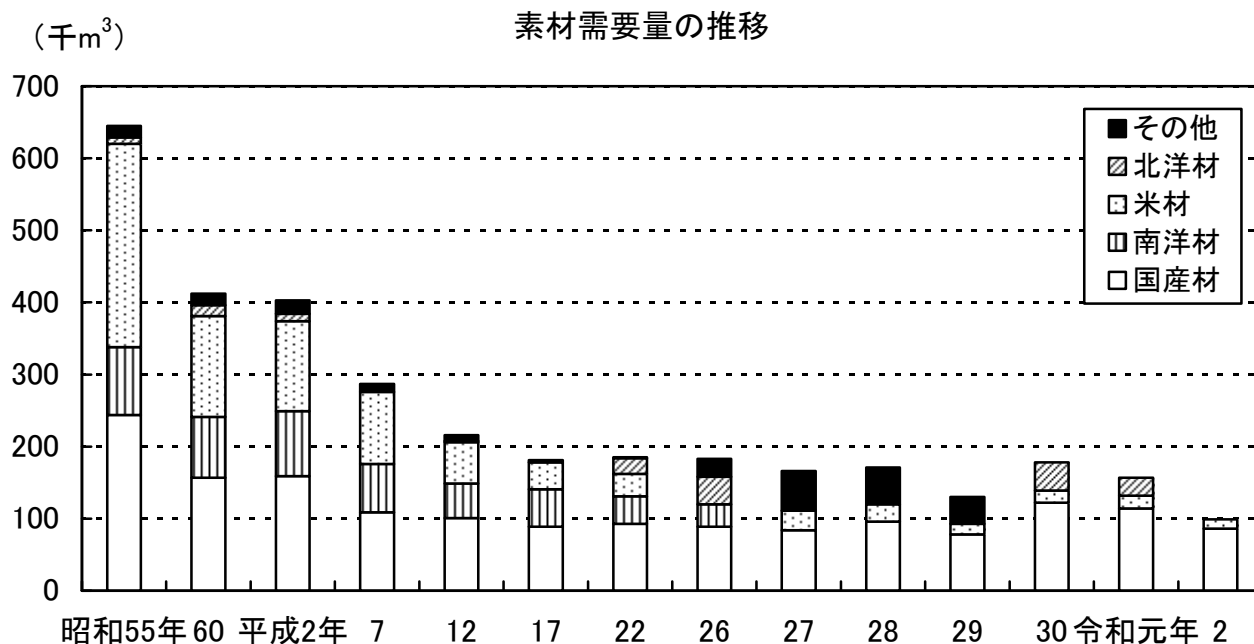
一方、木材搬出等に使用される比較的大型の林業機械の保有状況は、集材機50台、クレーン22台、グラップル16台、高性能林業機械（※）43台となっており、法人所有の割合が高い。

高性能林業機械の機種別内訳については、その他の高性能林業機械の保有割合が最も高く56%となっている。

（※）高性能林業機械：複数工程の作業を1台で行える機能を持つなど、チェーンソー等の従来型林業機械に比べ、作業効率や作業への負担軽減の性能が著しく高い林業機械。高性能林業機械については、導入経費が高価なため、直接保有以外にもレンタル、リース等による活用も行われている。

5. 林産物の需給

(1) 木材の需給



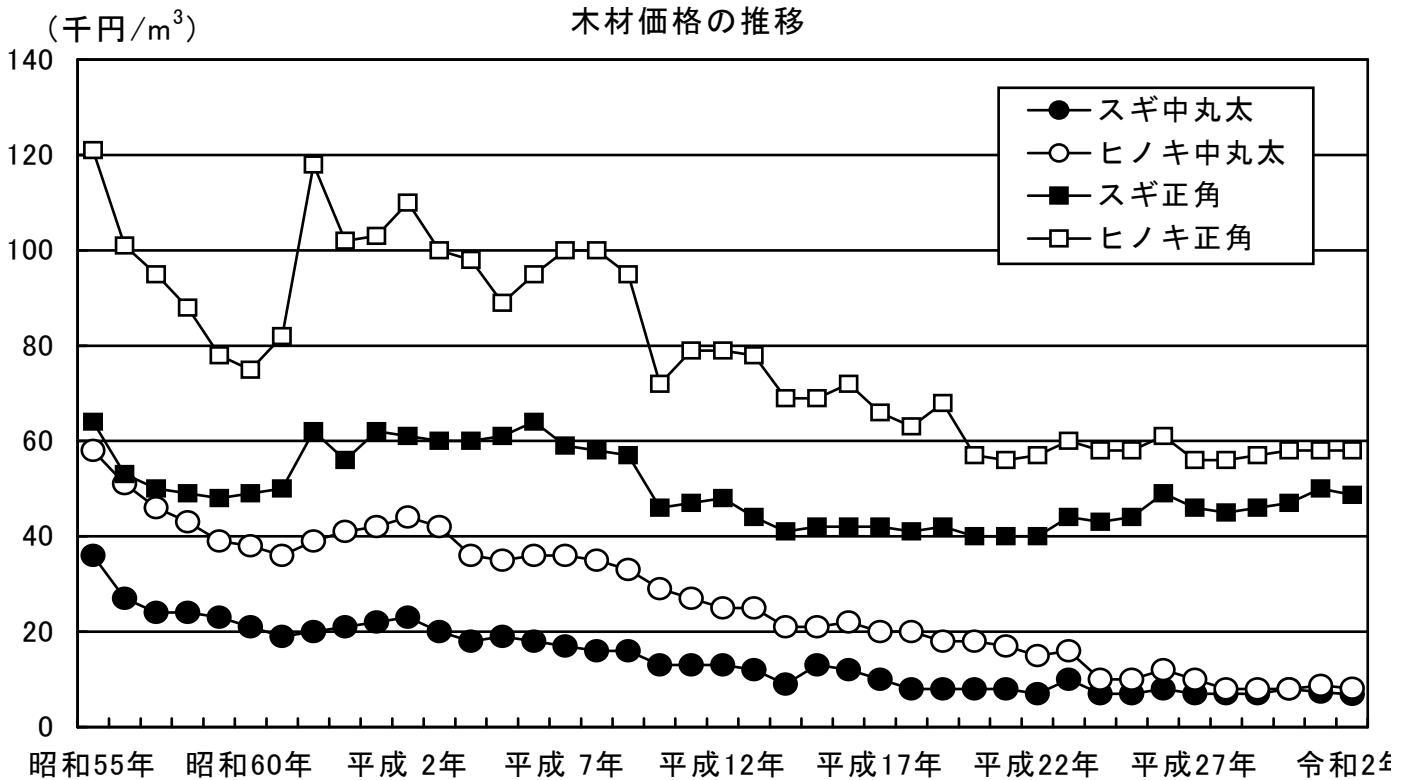
令和2年の素材需要量は前年より46千m³減少し112千m³であった。このうち国産材は86千m³、輸入材は26千m³であった。このうち、輸入材は、米材が13千m³、その他が13千m³であった。

県内素材生産量は、前年より34千m³減少し58千m³で、樹種別ではスギ35千m³、ヒノキ4千m³、マツ0千m³、その他針葉樹3千m³、広葉樹が16千m³となっている。

県内の素材生産を所有形態別にみると、国有林で3千m³、民有林は前年より32千m³減少し、55千m³であった。

製材出荷量は非公表となっている。

(2) 木材価格



昭和55年をピークに低迷を続けていた木材価格は、昭和62年から平成2年にかけて好調な住宅建設に支えられて緩やかに上昇したものの、平成2年の後半から円高による外材の大量入荷が続き低下した。

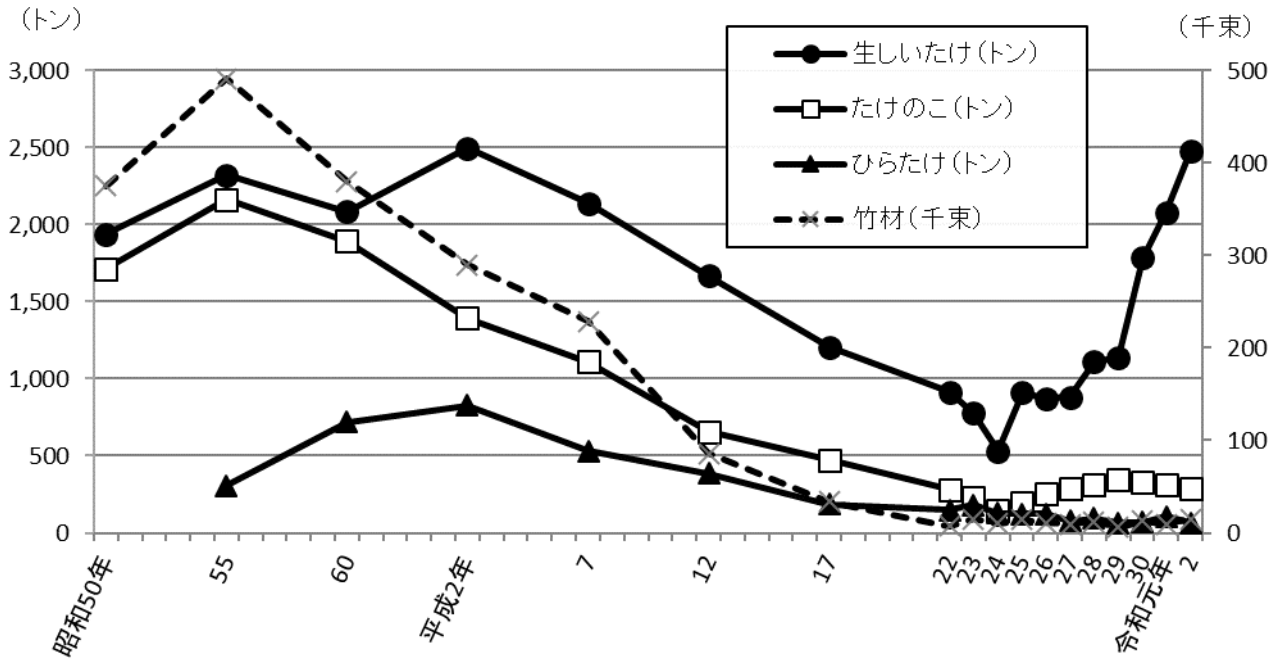
平成3年以降も景気の後退により低下傾向が続き、平成7～8年にやや持ち直したものの、平成10年には再び下落、以降低迷している。

令和2年の素材の平均価格は、スギ中丸太が6,833円/m³で前年から500円下落、ヒノキ中丸太が8,125円/m³で前年から583円下落している。

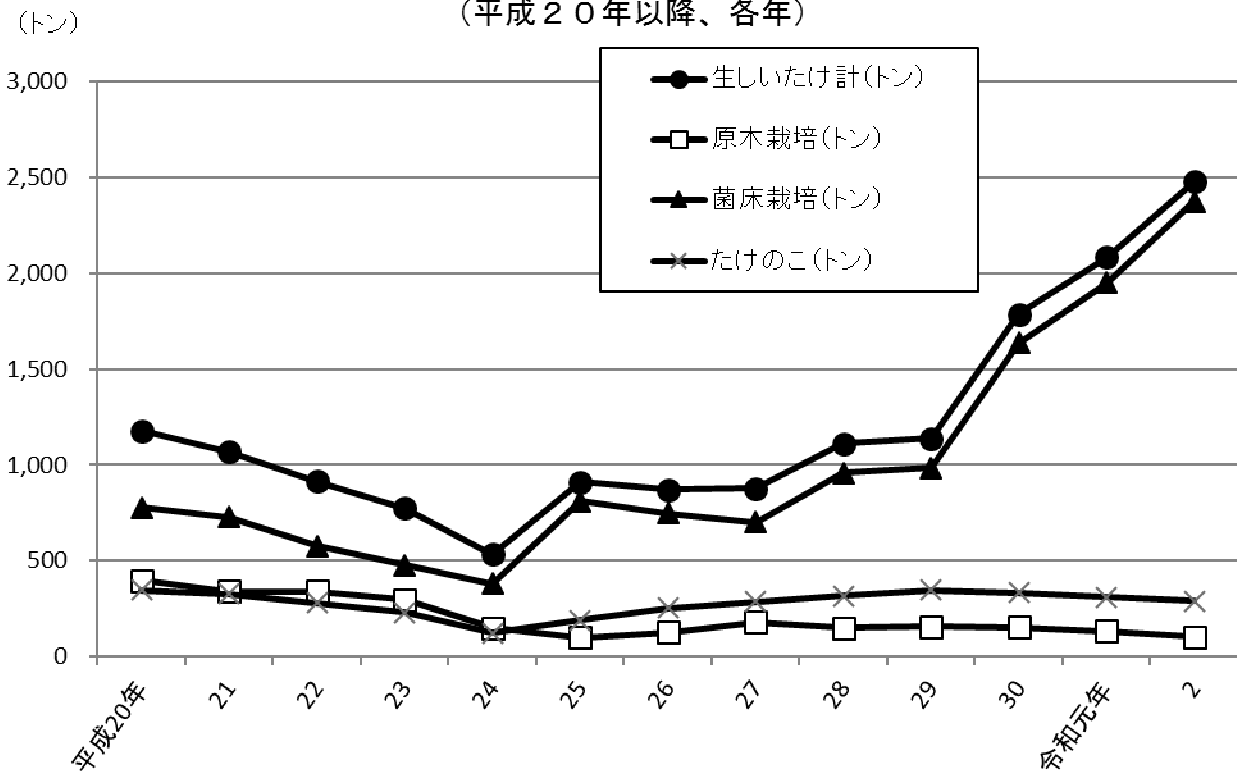
製材品は、スギ正角(10.5cm角、長さ3.0m)が48,667円/m³で前年から1,333円下落、ヒノキ正角(10.5cm角、長さ4.0m)が58,000円/m³で前年と同額である。

(3) 特用林産物の需給

主要特用林産物生産量の推移



しいたけ（栽培方法別）及びたけのこ生産量の推移 (平成20年以降、各年)



(令和2年特用林産物生産統計調査（農林水産省）より作成)

平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、原木しいたけ（露地栽培）、原木しいたけ（施設栽培）、たけのこが平成24年3月31日以前は暫定規制値（500Bq/kg）、平成24年4月1日以降は基準値（100Bq/kg）を超過し、一部市町村で出荷が制限されたことや、当面の指標値（50Bq/kg）を超えるしいたけ原木・ほだ木は出荷用には使用できなくなったことなどにより、これらの特用林産物は

平成23～24年に生産量が急落した。

原木しいたけについては、千葉県しいたけ原木緊急確保事業による安全なしいたけ原木の供給や生産工程における放射性物質低減対策の取組により、原木しいたけ（露地栽培）及び原木しいたけ（施設栽培）が、平成26年3月19日に1市で各1名の生産者に限り出荷制限が解除され、以降、安全が確認された生産者から順次、出荷制限・出荷自粛が解除されている。

原木しいたけの生産量は、事故前3カ年（平成20年～22年）平均を100とすると、平成25年の28から、平成26年は35、平成27年は50、平成28年は42、平成29年は43、平成30年は42、令和元年は37、令和2年は29と、平成27年まで回復傾向であったものが、平成28年以降は減少傾向にある。

なお、生しいたけ（原木しいたけ＋菌床しいたけ）の生産量は、平成25年に急回復し、平成30年以降急上昇しているが、これは菌床しいたけの生産量が増加したためである。

たけのこについては、年々、放射性物質濃度が減少しており、平成25年10月23日に6市町全域で出荷制限・出荷自粛が解除され、平成26年春期から出荷可能となり、平成28年9月21日に我孫子市が出荷制限を解除されたことで、出荷制限・出荷自粛は全市町解除された。

その結果、たけのこの生産量は、事故前3カ年（平成20年～22年）平均を100とすると、平成24年の39から、平成29年は110、平成30年は105、令和元年は98、令和2年は91と、事故前の水準と同程度まで回復している。

出荷制限・出荷自粛中の市（令和3年8月31日現在）

・原木しいたけ（露地栽培）

我孫子市（H23. 10. 11出荷制限～）、君津市（H23. 10. 11出荷制限～H26. 10. 14一部解除）、流山市（H23. 11. 18出荷制限～）、佐倉市（H23. 12. 22出荷制限～H26. 10. 14一部解除）、印西市（H24. 2. 23出荷制限～H28. 1. 25一部解除）、白井市（H24. 4. 10出荷制限～）、千葉市（H24. 4. 18出荷制限～H29. 2. 15一部解除）、八千代市（H24. 4. 18出荷制限～）、山武市（H24. 5. 16出荷制限～H26. 3. 19一部解除）、富津市（H24. 11. 14出荷制限～H26. 10. 14一部解除）、成田市（H25. 1. 24出荷自粛～H28. 8. 31一部解除）

・原木しいたけ（施設栽培）

山武市（H24. 5. 16出荷制限～H26. 3. 19一部解除）、富津市（H24. 11. 14出荷制限～H26. 11. 20一部解除）、君津市（H24. 12. 14～H26. 10. 14一部解除）

出荷制限解除済の市町（令和3年8月31日現在）

・たけのこ

木更津市（H24. 4. 5出荷制限～H25. 10. 23解除）、市原市（H24. 4. 5出荷制限～H25. 10. 23解除）、八千代市（H24. 4. 11出荷制限～H25. 10. 23解除）、船橋市（H24. 4. 12出荷制限～H25. 10. 23解除）、芝山町（H24. 4. 18出荷制限～H25. 10. 23解除）、柏市（H24. 4. 11出荷制限～H27. 1. 22解除）、白井市（H24. 4. 11出荷制限～H27. 1. 22解除）、栄町（H24. 4. 6出荷制限～H28. 1. 14解除）、我孫子市（H24. 4. 6出荷制限～H28. 9. 21解除）

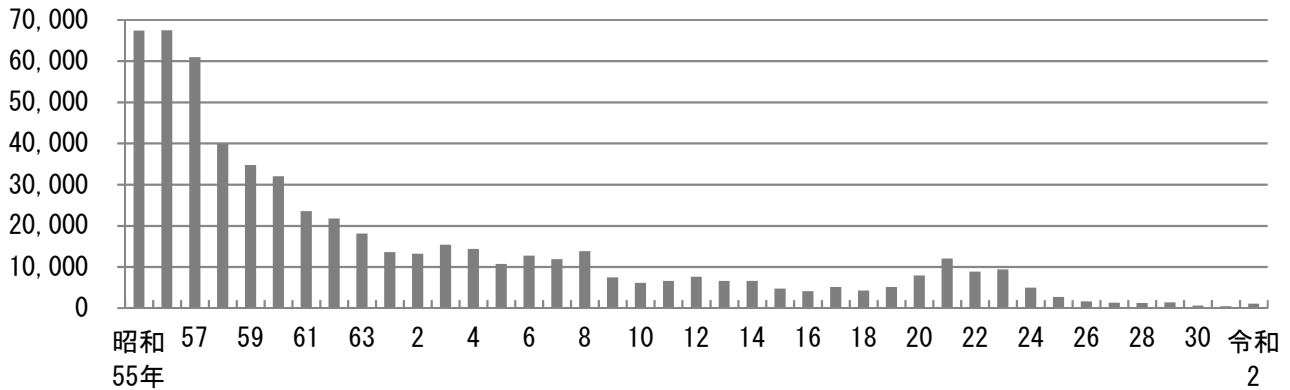
なお、原木しいたけの出荷制限は、露地栽培と施設栽培で区分されているが、統計上の区分はない。

6. 森林の保護

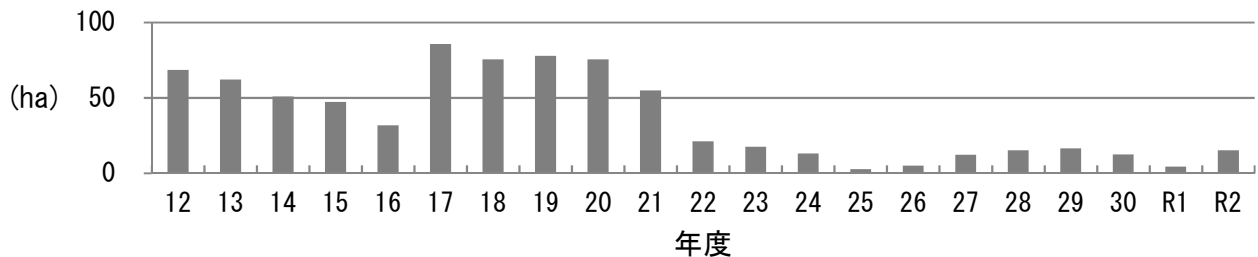
(1) 森林病虫害の防除

—松くい虫被害対策及びサンプスギ林の再生—

松くい虫被害量の推移



スギ非赤枯性溝腐病被害対策の実績



(注) 平成9～16年度はサンプスギ溝腐病総合対策事業、平成17～21年度はサンプスギ林再生事業、平成22～24年度は被害森林再生・資源循環促進事業、平成25～30年度はサンプスギ林再生・資源循環促進事業、令和元年度からはサンプスギ林総合対策事業

ア 松くい虫被害対策

松くい虫被害は、昭和22年に君津市で確認され、県中央部(夷隅・長生・千葉)に拡大した後、松林が集中する北総地域にまん延し、昭和56年には被害量が67千 m^3 と最高値を示した。

その後、薬剤散布及び被害木駆除等の各種防除対策を実施してきた結果、被害量は徐々に減少し、平成19年度までは約4～5千 m^3 で落ち着いていた。しかし、平成20年度から九十九里海岸地域で被害量が増加し、平成21年度は約1万2千 m^3 の被害量となり、平成23年度は安房地域で被害が急増し、約9千 m^3 の被害量となった。平成24年度以降は減少傾向にあり、令和2年度は約1千 m^3 となっている。そのため、今後は、保安林等公益的機能の高い松林を中心に生活環境や自然環境に配慮しながら従来の防除を徹底するとともに、より効果的な被害対策を検討する必要がある。また、疎林化した松林の再生のために育種事業や治山事業等と連携し総合的に対策を講じていく。

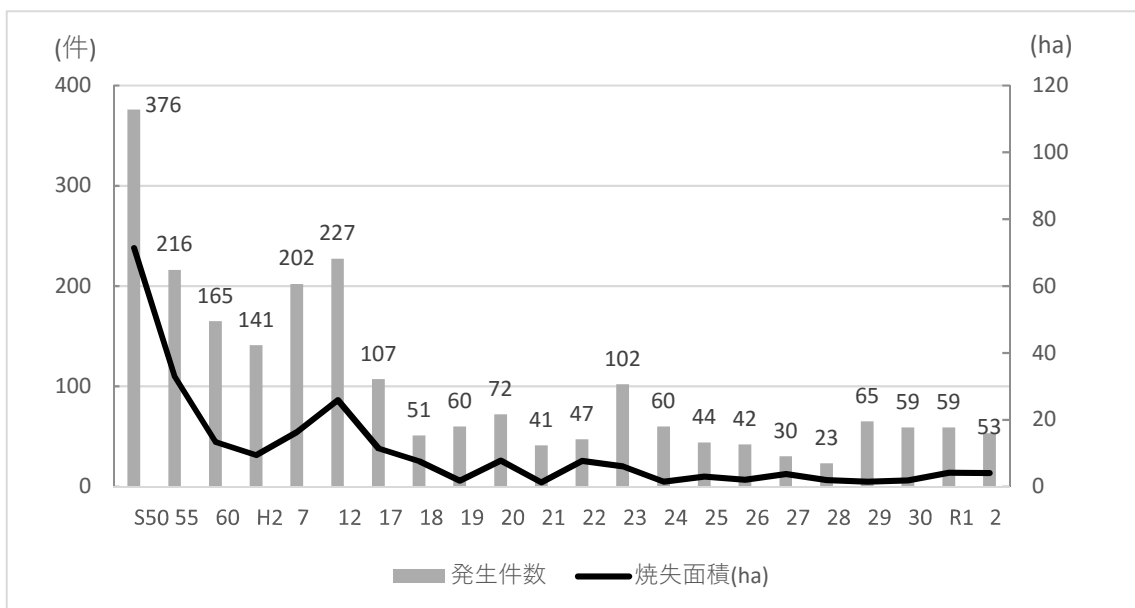
イ スギ非赤枯性溝腐病被害対策

スギ非赤枯性溝腐病の被害を受けた森林の再生のため、被害木の伐倒・搬出及び伐採跡地の植栽等を計画的かつ総合的に実施し、健全で活力ある森林への再生を図った。令和2年度には、伐倒・搬出15.21ha、植栽7.25haを実施した。

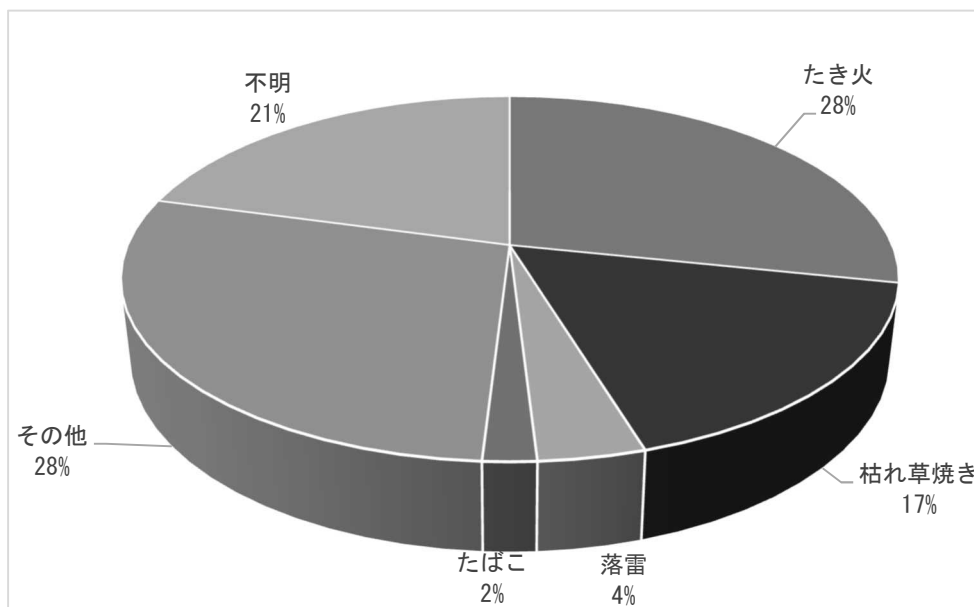
(2) 林野火災

―件数、面積ともに近年横ばい―

林野火災の発生状況の推移



令和2年次 林野火災の原因別内訳



令和2年次の林野火災による焼失面積は4.1ha、出火件数は53件で、前年と比較すると焼失面積が0.1ha減少した。

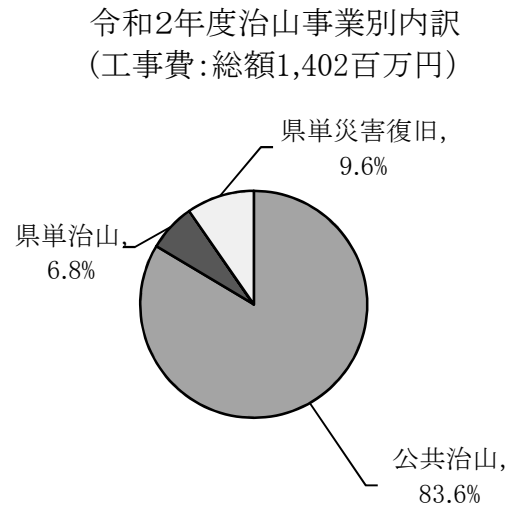
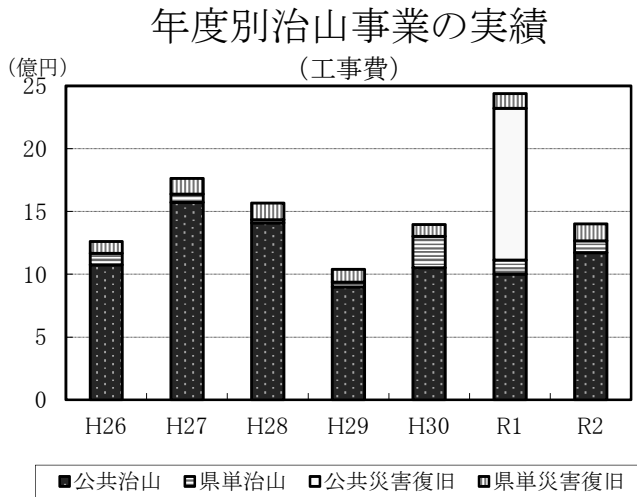
発生件数を時期別にみると、火災の発生しやすい気象条件となる1～3月が全体の51%を占めており、原因別にみると、「たき火」「その他」が28%で最も多く、「枯れ草焼き」が17%でこれに次いでいる。

令和2年度は、春期に全国山火事予防運動を通じ、県民に防火意識の啓発を図った。

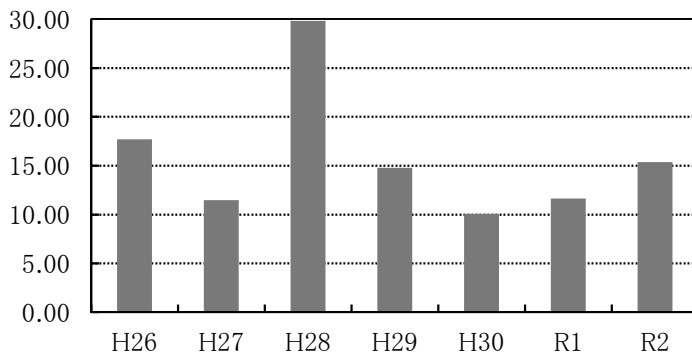
7. 森林の保全

(1) 治山

—森林のもつ公益的機能の維持増進—



(ha) 海岸県有保安林の整備状況(植栽面積)



治山事業は、山地に起因する災害の防止、水資源の涵養、生活環境の保全・形成等森林のもつ公益的機能を高度に発揮させるため、国庫補助事業により実施している。

本事業は、「森林法」、「地すべり等防止法」、「治山緊急措置法」（平成15年4月1日に「治山治水緊急措置法」から改正）の3法に基づいて実施してきたが、平成16年3月31日に「治山緊急措置法」が廃止となり、平成16年度以降は、「森林法」、「地すべり等防止法」の2法に基づき実施している。

また、治山事業の補完的意味合いを持つものとして市町村が実施する事業を支援している県単事業については、事業目的の効率化を図るため従来の補助県単治山事業を平成18年度から小規模治山緊急整備事業に編成し直し、令和2年度は1市に対して補助を行った。

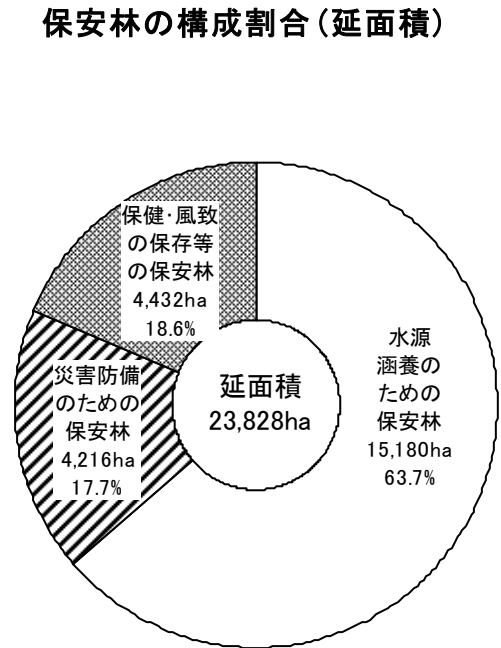
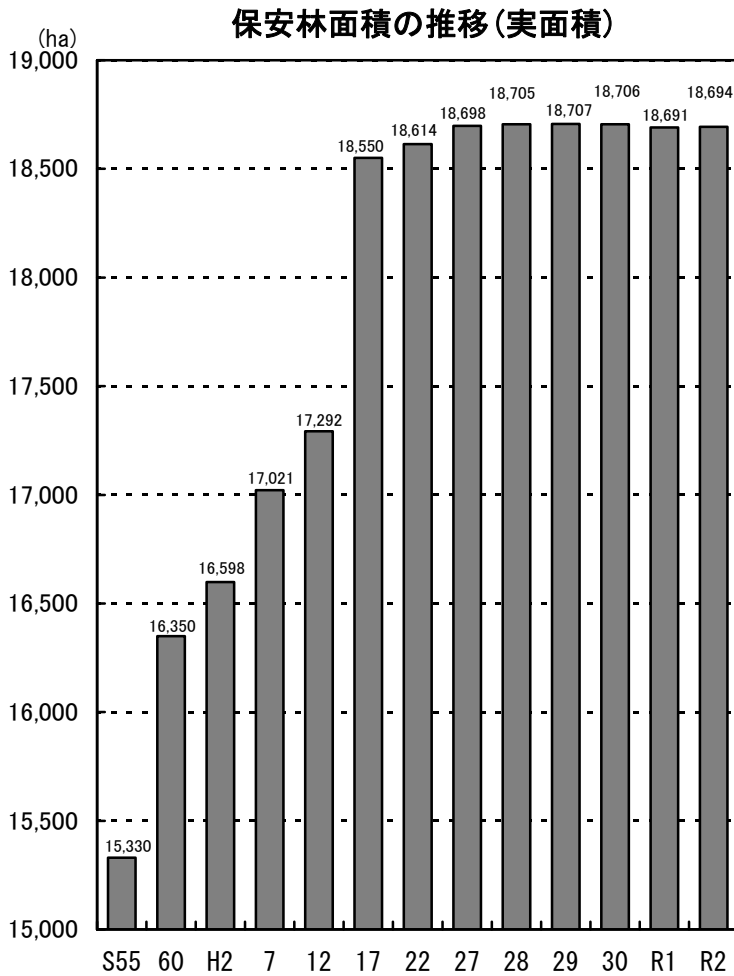
半島地形で長い海岸線を持つ千葉県は、飛砂及び潮害防備を目的とする約1,000haの海岸県有保安林を保有している。近年の松くい虫による被害に加え、震災により津波の被害を受けたことから、治山事業により県有保安林の再生を図っている。

※工事費＝工事請負費＋委託料＋補償費＋使用料・賃借料＋原材料費（事務費は除く）

※工事費の実績額＝当該年度最終予算－不用額＝当該年度執行額＋翌年度繰越額

(2) 保安林

—県民の生活を守る保安林—



森林は、木材を供給するほか、水源の涵養や山地災害の防止、津波や高潮の被害の軽減、美しい景観や保健休養などの場を提供するなど、多くの公益的な働きを持っている。

こうした森林の中で、特に重要な役割を果たすべきものを、「森林法」に基づき保安林に指定し、その働きが失われないよう伐採の制限や植栽の義務などを課している。

保安林の面積は、令和3年3月末現在、18,694haで、県土面積の3.6%、森林面積の12.0%を占めている。保安林の種類別構成割合は、水源涵養のための保安林が63.7%、災害防備のための保安林が17.7%、保健風致の保存等の保安林が18.6%となっている。所有形態別では、国有林が36.4%(6,799ha)、民有林が63.6%(11,895ha)となっている。

また、水源の涵養や保健を目的とする保安林の指定を積極的に推進するとともに、保安林の持つ機能の維持・向上を図るため、特に県有保安林について、計画的な除間伐、下刈等の管理作業を実施している。

(3) 公益的機能の経済的評価

5,456億円／年（全国では年間約70兆円）



資料：千葉県森林研究センター『千葉県の森林が有する公益的機能の経済的評価』試験研究成果発表会
資料—林業部門—

日本学術会議『地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的機能の評価について（答申）』、
2001年

森林には、木材等林産物を供給する経済的機能と、県民生活を災害から守り心豊かな生活を提供する公益的機能とがあり、県民の福祉の向上に役立っている。この公益的機能について、公共財あるいは環境材として経済的に評価した場合、どの程度のものであるかを示す目安として、首都圏に位置する本県の自然を保全し、活用する場合の参考資料の一つとするため、県全体の森林をマクロ的に試算してみた。

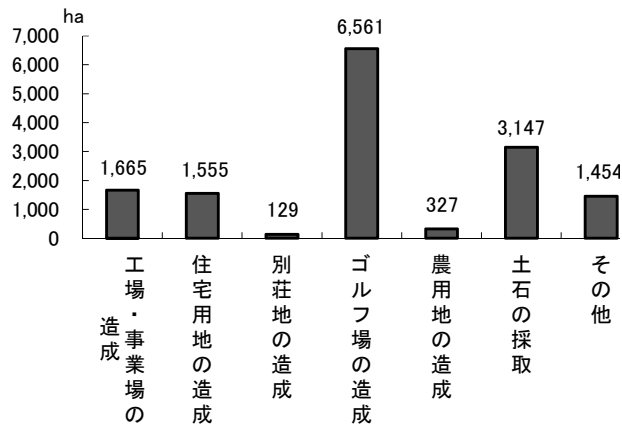
なお、試算は環境材と同様の性質を持つ代替材のデータ、つまり、代理市場データを使用することにより評価する「代替法」及び「ヘドニック法」により求めた。

(4) 林地開発

—秩序ある森林の開発—

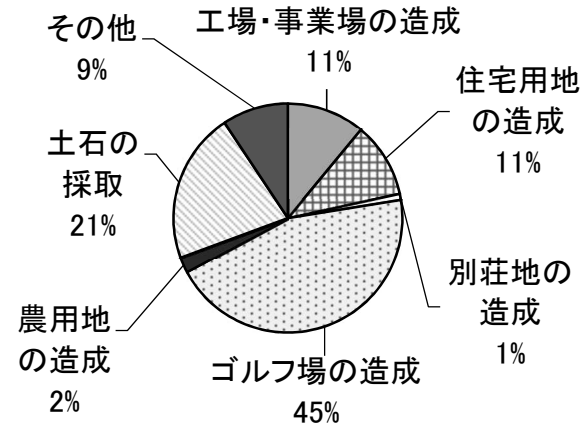
林地開発許可実績（面積）

（昭和50年度～令和2年度）

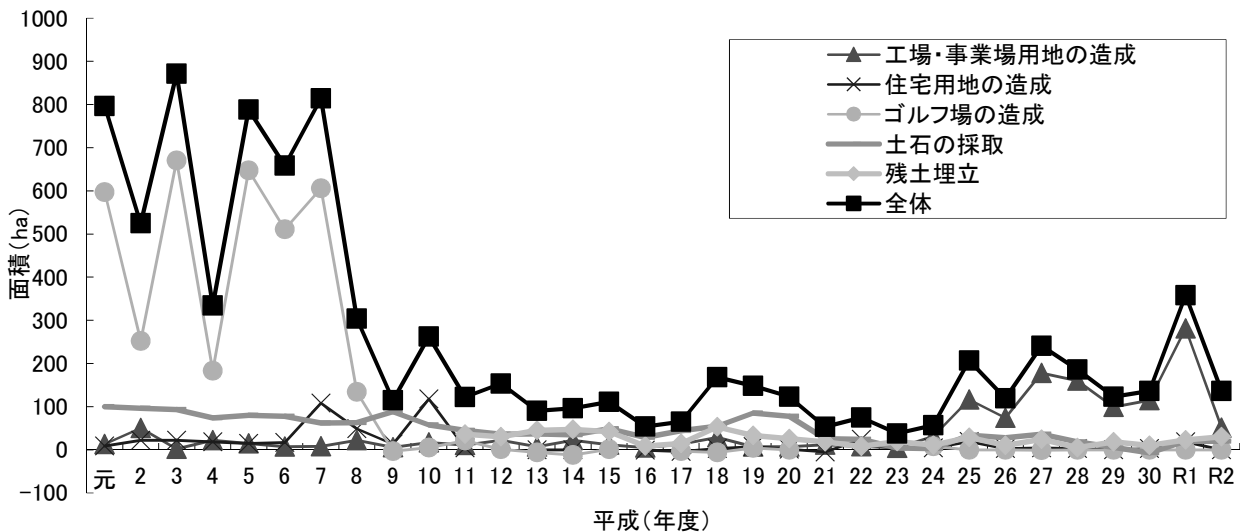


林地開発許可面積割合

（昭和50年度～令和2年度）



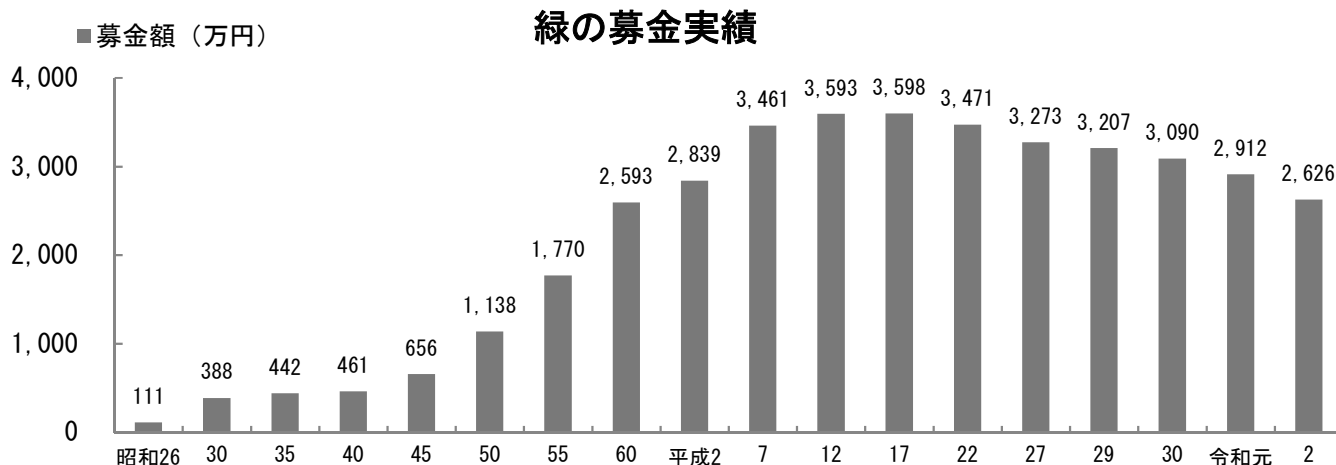
林地開発許可面積の推移



令和2年度の森林法に基づく林地開発許可状況は、許可件数で48件（前年度47件）、許可面積で136ha（前年度358ha）となっており、許可件数は横ばいながらも、許可面積は半分以下に減少している。

開発の目的別でみると許可件数及び許可面積では共に太陽光発電施設の設置を目的とした「工場・事業場用地の造成」が最も多く、許可件数では19件で全体の約40%、許可面積では93haで全体の約68%を占めている。

8. みどりづくり



公益社団法人千葉県緑化推進委員会資料

—県民参加のみどりづくりを進める—

森林に代表されるみどりは、その恵みを通じて私たちの暮らしをさまざまな面から支えており、県民のみどりに対する関心やニーズは大きな高まりを見せている。

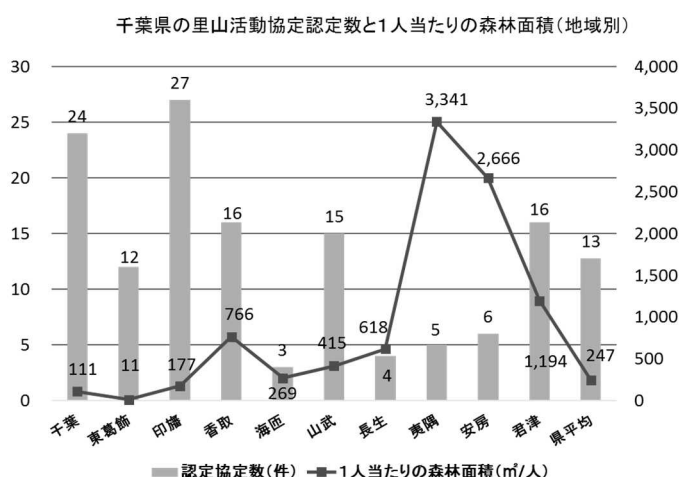
このようななか、みどりづくりへの県民参加の重要性について普及・啓発を図るため、県と公益社団法人千葉県緑化推進委員会は、森林ボランティアの育成や青少年への緑化推進・森林環境教育等を協働して実施している。

また、戦後の荒廃した森林の復興を目標に昭和26年から始まった緑の羽根募金は、平成7年度に制定された緑の募金法により「緑の募金」に引き継がれ、令和2年度の募金実績は26,263千円で、寄せられた募金は、各種の普及啓発やみどりづくりに役立てられている。

9. 里山活動

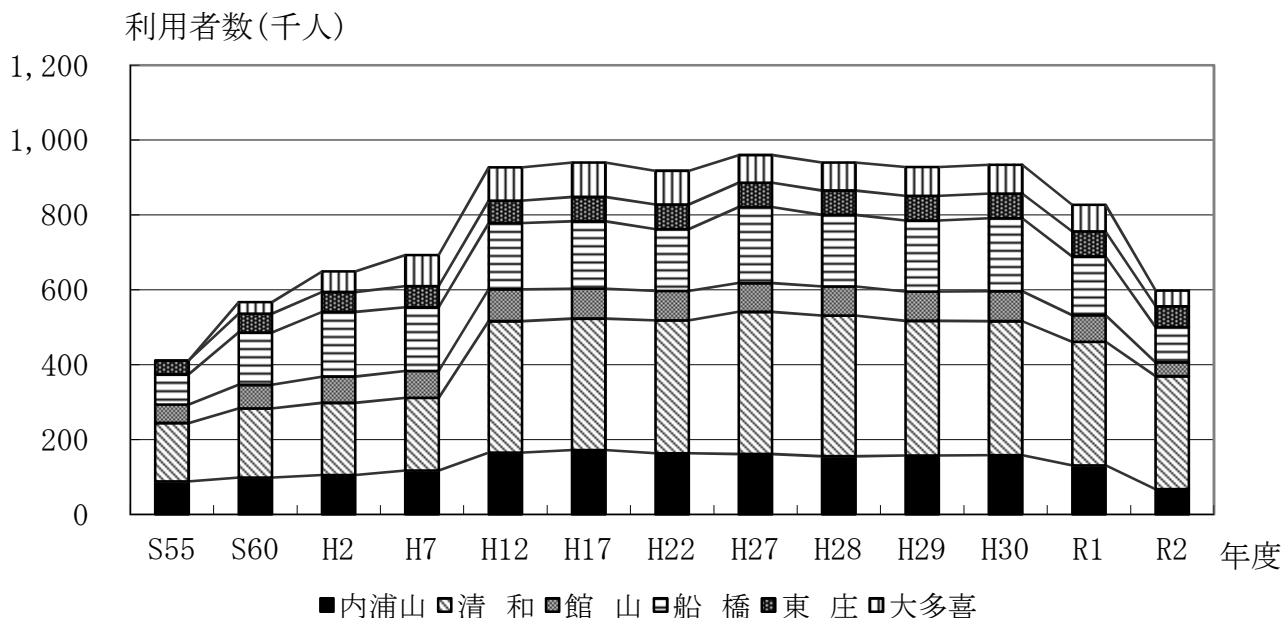
「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」（千葉県里山条例）に基づき、県民による里山活動を促進する多様な取組みを展開した結果、里山活動協定の認定件数は、令和元年度末現在で128件、対象となる里山の面積は約197ヘクタールに増加している。地域別には、森林の多い県南部よりも、森林の少ない県北部の方が、都市住民の参加による活動が盛んであり、多くの協定が締結されている。

県は、令和2年度里山活動促進事業（業務受託者：特定非営利活動法人ちば里山センター）において、安全講習会、「ちばの里山スクール（森林整備の技術講習会）」等を実施し、里山活動団体の活動促進につながる支援を行った。



10. 森林レクリエーション

県民の森利用者の推移



—森林レクリエーションの場の充実—

県民の自然とのふれあい志向や健康への関心が高まる中で、森林の持つ保健休養機能の充実が求められている。そこで、健康と癒しの森30選を選定するとともに、県民の森にセラピーコースを設置している。

県民の森は、県下に6か所（内浦山・清和・館山・船橋・東庄・大多喜）設置されており、豊かな自然とのふれあいの場や健全な野外レクリエーション施設として、最近では年間約60万人の利用者に親しまれている。

県民の森は、それぞれの地域の特性を活かし、県民の利用形態及び自然環境の保全に配慮しながら、ログキャビンやキャンプ場の設置等施設の充実を図ってきたところである。令和2年度の主な整備内容は、内浦山県民の森において、ログキャビン床板修繕、倉庫改修工事、浴室ボイラー関係部品交換、体育館軒部修繕、宿泊棟大浴場シャワー配管修繕、大浴場換気扇設置工事等を実施し、清和県民の森において、キャンプ場建屋解体工事、ロッジ村キャビンウッドデッキ修繕、管理事務所手摺り補修、大型看板設置工事を実施し、館山野鳥の森において、ふれあい野鳥館雨漏り修繕、遊歩道災害復旧工事、大型案内看板設置工事、外灯修繕を実施し、船橋県民の森において、支障木伐採、運動広場陥没箇所埋戻し工事、案内看板撤去工事等を実施し、東庄県民の森において、管理事務所外壁塗装修繕、トイレ改修工事を実施し、大多喜県民の森の遊歩道復旧工事、ログキャビン屋根修繕及び倒木処理、ログキャビン空調機更新等を実施した。

また、各県民の森では、利用者サービスの向上や経費節減等を目的として導入した指定管理者制度による管理を平成18年度から実施してきており、各種イベントの開催、工作体験の常時指導、その他森林に親しめる催し物の開催など、管理者による創意工夫したサービスを行い、利用者の増加に努めている。